令和２年第２回定例市議会議案

岸　和　田　市

令和２年第２回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第３号	専決処分の報告について	Ｐ．１
報告第４号	令和元年度岸和田市継続費繰越計算書の報告について	Ｐ．７
報告第５号	令和元年度岸和田市繰越明許費繰越計算書の報告について	Ｐ.11
報告第６号	令和元年度岸和田市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	Ｐ.15
報告第７号	令和元年度岸和田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	Ｐ.19
報告第８号	令和元年度岸和田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	Ｐ.23
報告第９号	一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況の報告について	Ｐ.27
議案第50号	専決処分の承認を求めるについて （令和２年度岸和田市一般会計補正予算(第４号)）	Ｐ.39
議案第51号	専決処分の承認を求めるについて （令和２年度岸和田市上水道事業会計補正予算(第１号)）	Ｐ.61
議案第52号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	Ｐ.77
議案第53号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	Ｐ.81
議案第54号	岸和田市市税条例の一部改正について	Ｐ.85
議案第55号	岸和田市ふるさと寄附条例の一部改正について	Ｐ.93
議案第56号	岸和田市国民健康保険条例及び岸和田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	Ｐ.97

議案番号	件　　名	備考・頁
議案第57号	岸和田市介護保険条例の一部改正について	P.101
議案第58号	岸和田市営自転車等駐車場条例の一部改正について	P.105
議案第59号	令和２年度岸和田市一般会計補正予算（第５号）	P.109
議案第60号	令和２年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	P.113
議案第61号	令和２年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算(第１号)	P.117
議案第62号	令和２年度岸和田市病院事業会計補正予算（第１号）	P.121
議案第63号	大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について	P.123
議案第64号	財産取得について （高機能消防指令センターシステム）	P.127
議案第65号	町の区域の変更について	P.129
議案第66号	町の区域の変更及び町の新設について	P.133
議案第67号	町の区域の変更について	P.137
議案第68号	町の区域の変更及び町の新設について	P.141
議案第69号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付
議案第70号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議案第71号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃

議 案 番 号	件　　名	備考・頁
議 案 第 72 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付
議 案 第 73 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 74 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 75 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 76 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 77 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 78 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 79 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 80 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 81 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 82 号	農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて	〃
議 案 第 83 号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	〃

報告第３号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により本議会に報告する。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

専決処分第10号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年５月26日処分

岸和田市長　永　野　耕　平

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第２条第61号中「第38条の４第23項」を「第38条の４第24項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第４号

令和元年度岸和田市継続費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第１項の規定により継続費の逓次繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計
			円	円	円	円
08 土木費	08 住宅費	市営住宅整備事業	1,310,500,000	524,200,000	71,370,000	595,570,000
合計			1,310,500,000	524,200,000	71,370,000	595,570,000

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計
			円	円	円	円
01 自転車競技費	02 開催費	施設整備事業	3,476,000,000	1,291,840,000		1,291,840,000
合計			3,476,000,000	1,291,840,000	0	1,291,840,000

継続費繰越計算書

（一般会計）

支出額及び支出見込額	残　　額	翌　年　度逓次繰越額	左　の　財　源　内　訳				
			繰越金	特　定　財　源			
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円
350,880,000	244,690,000	244,690,000	90,000			244,600,000	
350,880,000	244,690,000	244,690,000	90,000	0	0	244,600,000	0

（自転車競技事業特別会計）

支出額及び支出見込額	残　　額	翌　年　度逓次繰越額	左　の　財　源　内　訳				
			繰越金	特　定　財　源			
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他
円	円	円	円	円	円	円	円
574,361,100	717,478,900	717,478,900				706,300,000	11,178,900
574,361,100	717,478,900	717,478,900	0	0	0	706,300,000	11,178,900

報告第５号

令和元年度岸和田市繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第１項の規定により繰越しを行ったので、同条第２項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード等管理事業	円 23,123,000
04 衛生費	05 上水道費	上水道事業会計繰出事業	1,600,000
06 農林水産業費	01 農業費	丘陵地区農整備事業	88,100,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路維持事業	26,000,000
	07 都市計画費	市街地形成事業	97,647,000
		丘陵地区整備事業	58,250,000
		ＪＲ阪和線東岸和田駅付近高架化事業	74,855,000
		下水道事業会計繰出事業	672,000
10 教育費	01 教育総務費	学校ＩＣＴ環境整備事業	650,000,000
	02 小学校費	小学校大規模改造事業	480,000,000
	03 中学校費	中学校大規模改造事業	33,000,000
合計			1,533,247,000

款	項	事業名	金額
01 総務費	01 総務管理費	国民健康保険システム運用事業	円 4,214,000
合計			4,214,000

繰越明許費繰越計算書

（一般会計）

翌年度繰越額	左の財源内訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
16,168,000		16,168,000				0
1,600,000				1,600,000		0
81,252,000				17,300,000	13,166,000	50,786,000
26,000,000		8,000,000		18,000,000		0
97,646,932		48,214,000		40,800,000		8,632,932
58,250,000				52,400,000		5,850,000
74,854,700		40,524,000		29,800,000		4,530,700
672,000						672,000
650,000,000		207,191,000		319,100,000		123,709,000
480,000,000		160,000,000		318,500,000		1,500,000
33,000,000		11,000,000		21,600,000		400,000
1,519,443,632	0	491,097,000	0	819,100,000	13,166,000	196,080,632

（国民健康保険事業特別会計）

翌年度繰越額	左の財源内訳					
	既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
4,214,000		4,214,000				0
4,214,000	0	4,214,000	0	0	0	0

報告第６号

令和元年度岸和田市上水道事業会計
予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第１項の規定により建設改良費の繰越しを行ったので、同条第３項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額
			円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	大町配水管布設替工事	32,000,000	11,660,000
		南上町配水管布設替工事（その２）	15,000,000	4,640,000
		南上町配水管布設替工事（その２） に伴うガス供給施設移設補償	3,434,000	
合計			50,434,000	16,300,000

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	企業債	一般会計負担金・出資金	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	円	
20,340,000	17,900,000	1,000,000	1,440,000	0		関係機関との協議・調整に日数を要したため
10,360,000	8,700,000	500,000	1,160,000	0		関係機関との協議・調整に日数を要したため
3,434,000	3,300,000	100,000	34,000	0		関係機関との協議・調整に日数を要したため
34,134,000	29,900,000	1,600,000	2,634,000	0	0	

報告第７号

令和元年度岸和田市下水道事業会計
継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定により継続費の逓次繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計
			円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	大北下水ポンプ場３号原動機他更新事業	125,000,000	50,000,000		50,000,000
合計			125,000,000	50,000,000	0	50,000,000

事業会計継続費繰越計算書

支払義務発生（見込）額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳				翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			国庫補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金	
円	円	円	円	円	円	円	円
49,456,000	544,000	544,000				544,000	
49,456,000	544,000	544,000	0	0	0	544,000	0

報告第８号

令和元年度岸和田市下水道事業会計
予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第１項の規定により建設改良費の繰越しを行ったので、同条第３項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額
1 資本的支出	1 建設改良費	磯ノ上下水処理場送風機他更新工事	円 112,000,000	円
		下水汚泥処理施設建設委託事業	1,115,000	1,026,699
合計			113,115,000	1,026,699

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
	国庫補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	円	円	
112,000,000	52,500,000	53,800,000	672,000	5,028,000	0		関係機関との協議・調整に日数を要したため
88,301				88,301	0		大阪府が実施する建設事業が、翌年度へ繰越となったため
112,088,301	52,500,000	53,800,000	672,000	5,116,301	0	0	

報告第９号

一般財団法人岸和田市公園緑化協会の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の３第２項の規定により、一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

令和元年度 一般財団法人岸和田市公園緑化協会
事 業 報 告 書

事 業 概 要

〈実施事業〉

『緑化等事業』では、「みどりのリサイクル」として樹木剪定枝葉でチップの製作を行い、植栽地等の堆肥や雑草抑制のために敷均するとともに、土壌改良材として保育所や小・中学校の花壇用に配布したり、市民フェスティバル等で市民にも配布しました。落葉についてもリサイクルして市民に配布し、緑化推進に取り組みました。また、「緑化講習会等」としては、中央公園にて年６回、浜工業公園にて年５回の講習会（菊苗木の植え方・松竹梅の寄せ植え等）を開催し、広く市民に緑と花への親しみの場を提供するとともに、花の種や緑化パンフレットを配布しました。

『公園施設等整備事業』では、公園施設（プール等スポーツ施設を含む）等の改修・修繕及び緊急を要する市内各公園の整備を適宜行いました。

『ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業』においては、利用者の健康・体力づくりを図るとともに、利用率を上げるため、ゲートボール以外の利用促進等、効果的な管理運営に努めました。

〈その他事業〉

『指定管理事業』では、「中央公園指定管理事業」「都市公園等指定管理事業」として市内公園・児童遊園・ちびっこ広場・緑地等の除草・清掃、ごみ収集、花壇の植栽・管理、樹木剪定等を行うとともに、公園施設等を定期的に巡回し、遊具などの点検・補修等を行い「街と人」・「人と緑」の調和のとれた快適な都市機能が発揮できるよう維持管理に努めました。また、中央公園・浜工業公園の有料施設（プール、テニスコート、スポーツ広場、球技広場、管理棟）及び南公園小体育館の効果的な運営管理を行いました。

「総合体育館指定管理事業」では、大規模施設として快適な環境を提供し、利用者の安全を守るため、日常の保守点検には万全を尽くしました。

主な行事としては、岸和田市民大会をはじめ、各種目の全国大会予選大会、全日本フットサル選手権等の大規模な競技会と、観るスポーツとして、Ｆリーグ公式戦（フットサル）、Ｖリーグ公式戦（バレーボール）が開催され、多くの入場者を迎えることができました。また、市民体育大会、社会人クラブチームの各種大会、室内運動会や障害者のスポーツイベント、スポーツ以外の市が主催する成人式等にも幅広く利用されました。その他、一般スポーツ団体の競技会や練習での利用等にも、有効かつ公平に利用していただけるよう施設運営に努めました。さらに、腰・肩凝りストレッチ、サーキットトレーニング等、利用者の体力向上・健康保持増進のため、トレーニングルームの運営を行いました。

「市民体育館指定管理事業」では、小規模屋内スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

また、「運動広場等指定管理事業」では、屋外スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機

会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

「駐車場指定管理事業」では、中央公園・総合体育館の利用者が安全・快適に利用できるよう適切な管理運営に努めました。

「指定管理関連事業（紅葉館）」では、国登録文化財旧岸和田村尋常小学校舎の管理を行いました。

「売店等運営事業」では、プール利用者の利便性の向上、衛生面に十分気をつけた運営を行いました。

「スポーツ振興事業」では、テニス女子ダブルス大会を２回、平日を利用して開催しました。フィットネス教室として、からだ改善教室・リラックスヨガ教室の２種目を臨海会館で、中高齢者を対象にした１種目をゲートボール場で開催しました。また、総合体育館においてスポーツ教室を行い、生涯スポーツの振興に寄与するとともに、それぞれの施設の有効利用を図りました。

令和元年度　正味財産増減計算書　予算実績対比表
実施事業会計

（平成31年４月１日から
令和２年３月31日まで）

科　　目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1　経常増減の部			
（1）経常収益			
①事業収益	(7,460,000)	(9,836,750)	(△2,376,750)
緑化等事業収益	5,560,000	8,074,000	△2,514,000
ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場運営事業収益	1,900,000	1,762,750	137,250
②受取寄付金	(0)	(0)	(0)
寄付金収益	0	0	0
③雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	7,460,000	9,836,750	△2,376,750
（2）経常費用			
①事業費			
緑化等事業費	12,227,000	12,677,290	△450,290
公園施設等整備事業費	6,808,000	300,240	6,507,760
ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場運営事業費	7,340,000	6,239,163	1,100,837
事業費計	26,375,000	19,216,693	7,158,307
経常費用計	26,375,000	19,216,693	7,158,307
当期経常増減額	△18,915,000	△9,379,943	△9,535,057
2　経常外増減の部			
（1）経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
（2）経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△18,915,000	△9,379,943	△9,535,057
当期一般正味財産増減額	△18,915,000	△9,379,943	△9,535,057
一般正味財産期首残高	58,561,217	58,561,217	0
一般正味財産期末残高	39,646,217	49,181,274	△9,535,057
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	39,646,217	49,181,274	△9,535,057

令和元年度　正味財産増減計算書　予算実績対比表
その他事業会計

（平成31年４月１日から
令和２年３月31日まで）

科　　目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1　経常増減の部			
（1）経常収益			
①事業収益	(360,748,000)	(371,950,532)	(△11,202,532)
都市公園等指定管理事業収益	122,575,000	122,451,400	123,600
中央公園指定管理事業収益	53,504,000	51,062,960	2,441,040
総合体育館指定管理事業収益	77,386,000	84,707,408	△7,321,408
市民体育館指定管理事業収益	19,342,000	21,219,250	△1,877,250
運動広場等指定管理事業収益	36,258,000	35,684,550	573,450
駐車場指定管理事業収益	39,800,000	46,465,000	△6,665,000
指定管理関連事業収益(紅葉館)	518,000	523,200	△5,200
売店等運営事業収益	8,500,000	6,739,004	1,760,996
ｽﾎﾟｰﾂ振興事業収益	2,865,000	3,097,760	△232,760
②雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	360,748,000	371,950,532	△11,202,532
（2）経常費用			
①事業費			
都市公園等指定管理事業費	122,575,000	118,949,632	3,625,368
中央公園指定管理事業費	53,504,000	49,179,175	4,324,825
総合体育館指定管理事業費	77,386,000	76,062,924	1,323,076
市民体育館指定管理事業費	19,342,000	16,933,152	2,408,848
運動広場等指定管理事業費	36,258,000	35,476,673	781,327
駐車場指定管理事業費	39,800,000	39,800,666	△666
指定管理関連事業費(紅葉館)	518,000	522,750	△4,750
売店等運営事業費	8,406,000	7,306,938	1,099,062
ｽﾎﾟｰﾂ振興事業費	2,265,000	2,726,655	△461,655
事業費計	360,054,000	346,958,565	13,095,435
経常費用計	360,054,000	346,958,565	13,095,435
評価損益等調整前当期経常増減額	694,000	24,991,967	△24,297,967
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	694,000	24,991,967	△24,297,967
2　経常外増減の部			
（1）経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
（2）経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	△12,000,000	12,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	694,000	12,991,967	△12,297,967
当期一般正味財産増減額	694,000	12,991,967	△12,297,967
一般正味財産期首残高	96,522,093	96,522,093	0
一般正味財産期末残高	97,216,093	109,514,060	△12,297,967
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	97,216,093	109,514,060	△12,297,967

令和元年度　正味財産増減計算書　予算実績対比表
法人会計

（平成31年４月１日から
令和２年３月31日まで）

科　　目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1　経常増減の部			
（1）経常収益			
受取利息	2,000	4,545	△2,545
雑収益	337,000	2,371,031	△2,034,031
経常収益計	339,000	2,375,576	△2,036,576
（2）経常費用			
①管理費			
給与費	10,916,000	12,478,809	△1,562,809
諸経費	4,782,000	2,677,576	2,104,424
管理費計	15,698,000	15,156,385	541,615
経常費用計	15,698,000	15,156,385	541,615
当期経常増減額	△15,359,000	△12,780,809	△2,578,191
2　経常外増減の部			
（1）経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
（2）経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	12,000,000	△12,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	△15,359,000	△780,809	△14,578,191
当期一般正味財産増減額	△15,359,000	△780,809	△14,578,191
一般正味財産期首残高	9,133,045	9,133,045	0
一般正味財産期末残高	△6,225,955	8,352,236	△14,578,191
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	△6,225,955	8,352,236	△14,578,191

令和元年度　貸借対照表

（令和２年３月31日現在）

科　　目	当年度	前年度	増減
	円	円	円
Ⅰ 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
(1)現 金 ・ 預 金	106,746,041	105,315,699	1,430,342
現金預金合計	106,746,041	105,315,699	1,430,342
(2)その他流動資産			
未 収 入 金	25,379,559	16,196,980	9,182,579
立　替　金	1,965,719	416,624	1,549,095
仮　払　金	881,613	640,960	240,653
その他流動資産合計	28,226,891	17,254,564	10,972,327
流動資産合計	134,972,932	122,570,263	12,402,669
2 固 定 資 産			
(1)基 本 財 産			
定 期 預 金 (基)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2)特 定 資 産			
定 期 預 金 (特)	4,000,000	4,000,000	0
特 定 資 産 合 計	4,000,000	4,000,000	0
(3)その他固定資			
建　　物	299,547,690	299,547,690	0
車 両 運 搬 具	927,050	927,050	0
什 器 備 品	5,472,400	5,472,400	0
ソフトウェア	523,580	523,580	0
減 価 償 却 累 計 額	△253,073,671	△248,806,029	△4,267,642
実 施 事 業 等 合 計	40,000,000	30,000,000	10,000,000
その他固定資産合計	93,397,049	87,664,691	5,732,358
固 定 資 産 合 計	107,397,049	101,664,691	5,732,358
資 産 合 計	242,369,981	224,234,954	18,135,027
Ⅱ 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未　払　金	28,352,784	26,064,329	2,288,455
預　り　金	2,666,909	2,801,369	△134,460
仮　受　金	3,282,718	132,901	3,149,817
流動負債合計	34,302,411	28,998,599	5,303,812
2 固 定 負 債			
その他合計	40,000,000	30,000,000	10,000,000
預り保証金	1,020,000	1,020,000	0
固定負債合計	41,020,000	31,020,000	10,000,000
負 債 合 計	75,322,411	60,018,599	15,303,812
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産	167,047,570	164,216,355	2,831,215
(内基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(内特定資産への充当額)	(4,000,000)	(4,000,000)	(0)
正味財産合計	167,047,570	164,216,355	2,831,215
負債及び正味財産合計	242,369,981	224,234,954	18,135,027

令和２年度　事業計画書

＜実施事業計画＞

１　緑化等事業

（１）みどりのリサイクル事業

（２）花いっぱい推進事業

（３）パンフレットの作成・配布

（４）清掃活動・街頭における緑化啓発

（５）緑化等講習会（中央公園年７回、浜工業公園年５回開催予定）

（６）フラワースクール講習会（年２回開催予定）

（７）市民フェスティバル参加

（８）緑の募金活動

（９）コンクール表彰（「まちを美しくする市民運動推進協議会」緑化推進部会における表彰）

２　公園施設等整備事業

各公園・児童遊園及び施設（スポーツ施設を含む）の整備事業の推進

３　ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業

生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、利用者の健康体力の増進に寄与

＜その他事業計画＞

１　指定管理事業

（１）中央公園指定管理事業

①　園内の維持管理

②　園内「有料施設」の管理運営

（２）都市公園・児童遊園等指定管理事業

①　園内の維持管理

②　園内「有料施設」の管理運営

（３）駐車場運営指定管理事業

（４）総合体育館指定管理事業

①　施設の維持管理と運営

②　トレーニングルームの運営

（５）市民体育館指定管理事業

①　施設の維持管理と運営

（６）運動広場等指定管理事業

①　施設の維持管理と運営

（７）指定管理関連事業

①　紅葉館の管理

２　売店等運営事業

３　スポーツ振興事業

（１）スポーツ大会の企画・実施（総合体育館、中央公園、浜工業公園）

（２）スポーツ教室の開催・運営

（３）集客イベント等の実施

（４）地域活性化事業の実施

令和２年度　実施事業会計予算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

科目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
	千円	千円	千円	
Ⅰ　収入の部				
事業収入	7,161	7,460	△ 299	
緑化等事業収入	5,561	5,560	1	
ゲートボール場運営事業収入	1,600	1,900	△ 300	
雑収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
当期収入合計	7,161	7,460	△ 299	
Ⅱ　費用の部				
事業費	26,388	26,375	13	
緑化等事業費	12,530	12,227	303	
公園施設等整備事業費	6,808	6,808	0	
ゲートボール場運営事業費	3,575	3,356	219	
減価償却費	3,475	3,984	△ 509	
当期費用合計	26,388	26,375	13	
当期損益	△ 19,227	△ 18,915	△ 312	

令和２年度　その他事業会計予算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

科目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
	千円	千円	千円	
Ⅰ　収入の部				
事業収入	242,136	236,213	5,923	
都市公園等指定管理事業収入	117,730	115,290	2,440	
中央公園指定管理事業収入	11,141	9,726	1,415	
総合体育館指定管理事業収入	27,483	26,668	815	
市民体育館指定管理事業収入	11,835	11,794	41	
運動広場等指定管理事業収入	21,717	21,052	665	
駐車場運営事業収入	40,198	39,800	398	
指定管理関連事業（紅葉館）収入	528	518	10	
売店等運営事業収入	8,500	8,500	0	
スポーツ振興事業収入	3,004	2,865	139	
利用料金収入	94,209	93,308	901	
都市公園等有料施設利用料金収入	6,446	6,320	126	
中央公園有料施設利用料金収入	20,205	21,770	△ 1,565	
総合体育館利用料金収入	47,380	46,000	1,380	
市民体育館利用料金収入	4,817	4,588	229	
運動広場等利用料金収入	15,361	14,630	731	
企画事業収入	3,688	4,479	△ 791	
都市公園等企画事業収入	68	465	△ 397	
総合体育館企画事業収入	1,152	1,478	△ 326	
市民体育館企画事業収入	2,200	2,160	40	
運動広場等企画事業収入	268	376	△ 108	
繰入金収入	28,232	26,748	1,484	
自主事業繰入金収入	6,440	6,240	200	
駐車場事業繰入金収入	20,592	20,508	84	
法人繰入金収入	1,200	0	1,200	
当期収入合計	368,265	360,748	7,517	
Ⅱ　費用の部				
事業費	345,096	337,346	7,750	
都市公園等指定管理事業費	124,744	122,575	2,169	
中央公園指定管理事業費	54,240	53,504	736	
総合体育館指定管理事業費	79,653	77,386	2,267	
市民体育館指定管理事業費	19,852	19,342	510	
運動広場等指定管理事業費	37,546	36,258	1,288	
駐車場指定管理事業費	19,606	19,292	314	
指定管理関連事業費（紅葉館）	528	518	10	
売店等運営事業費	6,436	6,406	30	
スポーツ振興事業費	2,491	2,065	426	
減価償却費	0	0	0	
繰出金	22,792	22,708	84	
指定管理事業への繰出金	22,792	22,708	84	
当期費用合計	367,888	360,054	7,834	
当期損益	377	694	△ 317	

令和２年度　法人会計予算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

科目	予算額	前年度予算額	増減額	備考
	千円	千円	千円	
Ⅰ　収入の部				
財産運用収入	2	2	0	
基本財産利息収入	2	2	0	
雑収入	337	337	0	
雑収入	337	337	0	
当期収入合計	339	339	0	
Ⅱ　費用の部				
管理費	14,916	15,698	△ 782	
給与費	10,193	10,916	△ 723	
諸経費	4,723	4,782	△ 59	
繰り出し金	2,200	0	2,200	
指定管理事業への繰り出し金	2,200	0	2,200	
当期費用合計	17,116	15,698	1,418	
当期損益	△ 16,777	△ 15,359	△ 1,418	

議案第50号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

専決処分第８号

令和２年度岸和田市一般会計補正予算（第４号）

令和２年度岸和田市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,241,034千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年５月20日処分

岸和田市長　　永　野　　耕　平

第１表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		37,140,844	631,638	37,772,482
	02 国庫補助金	21,261,069	631,638	21,892,707
19 繰入金		1,571,637	△312,802	1,258,835
	01 基金繰入金	1,427,725	△312,802	1,114,923
歳　　入　　合　　計		95,922,198	318,836	96,241,034

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
04 衛生費		6,823,239	318,836	7,142,075
	03 清掃費	3,439,329	72,966	3,512,295
	05 上水道費	116,356	245,870	362,226
歳　　出　　合　　計		95,922,198	318,836	96,241,034

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一　　般　　会　　計

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	37,140,844	631,638	37,772,482
19　繰入金	1,571,637	△312,802	1,258,835
歳　　入　　合　　計	95,922,198	318,836	96,241,034

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
04　衛生費	6,823,239	318,836	7,142,075
07　商工費	943,470	0	943,470
歳　　出　　合　　計	95,922,198	318,836	96,241,034

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
318,836	0	0	0	0
312,802	0	0	0	△312,802
631,638	0	0	0	△312,802

2　歳　入

（款）15　国庫支出金　　（項）02　国庫補助金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金	37,140,844	631,638	37,772,482
02 国庫補助金	21,261,069	631,638	21,892,707
01 総務費国庫補助金	184,231	631,638	815,869

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
01 総務管理費補助金	631,638	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金　631,638 （企画課）

（款）19　繰入金　　（項）01　基金繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
19 繰入金	1,571,637	△312,802	1,258,835
01 基金繰入金	1,427,725	△312,802	1,114,923
01 財政調整基金繰入金	972,271	△312,802	659,469

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
01 財政調整基金繰入金	△312,802	財政調整基金繰入金　△312,802 （財政課）

3　歳　出

（款）　04　衛生費　　（項）　03　清掃費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	6,823,239	318,836	7,142,075	318,836	0	0	0
03 清掃費	3,439,329	72,966	3,512,295	72,966	0	0	0
02 一般廃棄物処理費	3,010,177	72,966	3,083,143	72,966	0	0	0
05 上水道費	116,356	245,870	362,226	245,870	0	0	0
01 上水道施設費	116,356	245,870	362,226	245,870	0	0	0

（単位：千円）

節		説	明
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
11 役務費	4,717	116000	11 役務費　4,717
		廃棄物対策生活支援事業　72,966	通信運搬費　4,717
12 委託料	68,249	（廃棄物対策課）	12 委託料　68,249
			事業実施運営委託料　68,249
27 繰出金	245,870	077700	27 繰出金　245,870
		上水道事業会計繰出事業　245,870	繰出金　245,870
		（上下水道局総務課）	

（款）　07　商工費　　（項）　01　商工費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 商工費	943,470	0	943,470	312,802	0	0	△312,802
01 商工費	943,470	0	943,470	312,802	0	0	△312,802
02 商工振興費	602,423	0	602,423	312,802	0	0	△312,802

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳

議案第51号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

専決処分第９号

令和２年度岸和田市上水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和２年度岸和田市上水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度岸和田市上水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合　　計）
	収	入	
第１款　事業収益	4,193,828千円	△6,967千円	4,186,861千円
第１項　営業収益	3,846,139千円	△252,837千円	3,593,302千円
第２項　営業外収益	347,559千円	245,870千円	593,429千円
	支	出	
第１款　事業費用	4,050,695千円	3,000千円	4,053,695千円
第１項　営業費用	3,810,828千円	3,000千円	3,813,828千円

令和２年５月20日処分

岸和田市長　永　野　耕　平

各 会 計 事 項 別 明 細 書

上　水　道　事　業　会　計

令和２年度　上水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合　計	備考
			千円	千円	千円	
1 事 業 収 益			4,193,828	△ 6,967	4,186,861	
	1 営 業 収 益		3,846,139	△ 252,837	3,593,302	
		1 給 水 収 益	3,655,178	△ 252,837	3,402,341	
	2 営 業 外 収 益		347,559	245,870	593,429	
		4 他会計補助金	54,156	245,870	300,026	

支　　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合　計	備考
			千円	千円	千円	
1 事 業 費 用			4,050,695	3,000	4,053,695	
	1 営 業 費 用		3,810,828	3,000	3,813,828	
		4 業　務　費	324,069	3,000	327,069	

収益的収入

科	目	既決予定額	補正予定額	合　計
款	1　事　業　収　益	4,193,828	△ 6,967	4,186,861
項	1　営　業　収　益	3,846,139	△ 252,837	3,593,302

目	既決予定額	補正予定額	合　計	節　の　区　分
1　給　水　収　益	3,655,178	△ 252,837	3,402,341	1　給　水　収　益
計	3,846,139	△ 252,837	3,593,302	

（単位：千円）

節の金額	説　　明
△ 252,837	給　　水　　収　　益　　△ 252,837 基本料金の減額　　△ 57,463 千円　×　４ヶ月　×　1.10

科	目	既決予定額	補正予定額	合　計
款	1 事　業　収　益			
項	2 営 業 外 収 益	347,559	245,870	593,429

目	既決予定額	補正予定額	合　計	節 の 区 分
4 他 会 計 補 助 金	54,156	245,870	300,026	1 他会計補助金
計	347,559	245,870	593,429	

（単位：千円）

節の金額	説　　明	
245,870	水道料金減額に伴う一般会計繰入金	245,870

収益的支出

科	目	既決予定額	補正予定額	合　計
款	1　事　業　費　用	4,050,695	3,000	4,053,695
項	1　営　業　費　用	3,810,828	3,000	3,813,828

目	既決予定額	補正予定額	合　計	節　の　区　分
4　業　務　費	324,069	3,000	327,069	16　委　託　料
計	3,810,828	3,000	3,813,828	

（単位：千円）

節の金額	説　　明	備　　考
3,000	料金システム改修費用　3,000	

議案第52号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の２項を加える。

(感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例)

２　職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に規定するものをいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第５条の規定は適用しない。

３　前項に規定する手当の額は、同項に規定する作業を含む勤務１回につき4,000円を超えない範囲内において、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第２項及び第３項の規定は、令和２年２月１日から適用する。

議案第53号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「除く。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条に次の１項を加える。

３　前項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて６月を超えるに至った場合には、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第３条から第５条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

（岸和田市市税条例の一部改正）

第１条　岸和田市市税条例（平成12年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第13条第１項第２号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第18条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第７項」を「第６項」に改める。

第25条第１項ただし書中「第314条の２第５項」を「第314条の２第４項」に改める。

第97条第２項に次のただし書を加える。

ただし、１本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの１本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第97条第４項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第３条第１項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第２項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第４条第１項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第12条中「法附則第15条から第15条の３の２まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の３の２まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第13条第21項を同条第23項とし、同項の前に次の１項を加える。

22　法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。

附則第13条第20項を同条第21項とし、同条第15項から第19項までを１項ずつ繰り下げ、同条第14項の次に次の１項を加える。

15　法附則第15条第30項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。

附則第13条に次の１項を加える。

24　法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

附則第37条中「又は第15条の３」を「、第15条の３又は第61条」に改め、「第15条の３まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第38条の２中「令和２年９月30日」を「令和３年３月31日」に改める。

附則第41条第１項中「第35条の２第１項」の次に「、第35条の３第１項」を加える。

附則第42条第３項中「第35条の２」を「第35条の３」に改める。

附則に次の１条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第49条　第５条の３第７項の規定は、法附則第59条第３項において準用する法第15条の２第８項に規定する条例で定める期間について準用する。

第２条　岸和田市市税条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第321条の８第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の８第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第４号中「によって」を「により」に改め、同条第５号中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第６号中「第321条の８第22項及び第23項」を「第321条の８第34項及び第35項」に改める。

第11条中「及び第４項」を削る。

第12条第３項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第16条第２項の表第１号において「収益事業」という。)」を加え、「第16条第２項の表の第１号」を「同号」に、「第42条第10項から第12項まで」を「第42条第９項から第16項まで」に改める。

第16条第２項の表第１号オ中「第292条第１項第４号の５」を「第292条第１項第４号の２」に改め、同条第３項中「、同項第２号の連結事業年度開始の日から６月の期間若しくは同項第３号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第４号」を「若しくは同項第２号の期間又は同項第３号」に改める。

第42条第１項中「第４項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第９項、第10項及び第12項」に、「第４項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第66条の７第５項及び第11項又は第68条の91第４項及び第10項」を「第66条の７第４項及び第10項」に、「第321条の８第24項」を「第321条の８第36項」に改め、同条第３項中「第66条の９の３第４項及び第10項又は第68条の93の３第４項及び第10項」を「第66条の９の３第３項及び第９項」に、「第321条の８第25項」を「第321条の８第37項」に改め、同条第４項中「第321条の８第26項」を「第321条の８第38項」に改め、同条第５項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第19項」

を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第７項中「第321条の８第22項」を「第321条の８第34項」に、「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第２号中「第321条の８第23項」を「第321条の８第35項」に改め、同条第９項を削り、同条第10項中「第321条の８第42項」を「第321条の８第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第９項」に、「第75条の４第２項」を「第75条の５第２項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の８第51項」を「第321条の８第61項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の４第３項若しくは第６項（同法第81条の24の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第75条の５第３項若しくは第６項」に、「第10項」を「第９項」に改め、同項を同条第16項とする。

第43条第２項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第２項又は第４項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。)」を削り、同条第４項中「、第４項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第45条第４項から第６項までを削る。

第97条第２項ただし書中「0.7グラム」を「１グラム」に、「0.7本」を「１本」に改める。

附則第３条第２項中「及び第４項」を削る。

附則第12条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第13条第24項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第37条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の２条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第50条　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第21条の２の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第51条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第９条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条中岸和田市市税条例第97条第２項にただし書を加える改正規定及び同条第４項の改正規定並びに附則第７条の規定　令和２年10月１日

(2)　第１条中岸和田市市税条例第13条第１項第２号、第18条及び第25条第１項ただし書の改正規定、同条例附則第３条及び第４条第１項の改正規定並びに第２条中同条例附則第12条、第13条第24項、第37条、第50条及び第51条の改正規定並びに次条並びに附則第３条第１項及び第２項の規定　令和３年１月１日

(3)　第２条中岸和田市市税条例第97条第２項ただし書の改正規定及び附則第８条の規定　令和３年10月１日

(4)　第２条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第４条の規定　令和４年４月１日

(5)　第１条中岸和田市市税条例附則第41条第１項及び第42条第３項の改正規定　土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第12号）附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日

（延滞金に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第３条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第13条第１項（第２号に係る部分に限る。）、第18条及び第25条第１項の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和３年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第292条第１項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の２第３項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第１項第12号に規定する寡夫である第12条第１項第１号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第４条　附則第１条第４号に掲げる規定による改正後の岸和田市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「４号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「４年旧法人税法」という。）第２条第12号の７に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（４年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が４号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

２　４号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び４号施行日前に開始した連結事業年度（４年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第５条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第６条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第７条　附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉

巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第８条　附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第55号

岸和田市ふるさと寄附条例の一部改正について

岸和田市ふるさと寄附条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

岸和田市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

岸和田市ふるさと寄附条例（平成20年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

(8) 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他の感染症に係る対策に関する事業

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の岸和田市ふるさと寄附条例第２条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において寄附の申出を受けたふるさと寄附金について適用し、施行日前に寄附の申出を受けたふるさと寄附金については、なお従前の例による。

議案第56号

岸和田市国民健康保険条例及び岸和田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例及び岸和田市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

岸和田市国民健康保険条例及び岸和田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

（岸和田市国民健康保険条例の一部改正）

第１条　岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第14条　給与等（所得税法第28条第１項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第３条第６項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日（以下「傷病手当金の支給を始める日」という。）から、その後における労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

２　傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第１項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の１に相当する金額の３分の２に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

３　傷病手当金の支給期間は、傷病手当金の支給を始める日から起算して１年６月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第15条　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

（岸和田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第２条　岸和田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号を同条第９号とし、同条第７号の次に次の１号を加える。

(8) 広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附　則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岸和田市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）附則第14条及び第15条の規定は、新条例附則第14条第１項に規定する傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第57号

岸和田市介護保険条例の一部改正について

岸和田市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

岸和田市介護保険条例の一部を改正する条例

岸和田市介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「令和元年度及び令和２年度の各年度」を「令和２年度」に改め、同項第１号中「27,900円」を「22,300円」に改め、同項第２号中「46,400円」を「37,100円」に改め、同項第３号中「53,800円」を「52,000円」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岸和田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第５条第３項の規定は、令和２年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　新条例の規定は、令和２年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第58号

岸和田市営自転車等駐車場条例の一部改正について

岸和田市営自転車等駐車場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

岸和田市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岸和田市営自転車等駐車場条例（平成７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項第２号及び第３号を削り、同項第４号を同項第２号とし、同項第５号中「前各号」を「前２号」に改め、同号を同項第３号とし、同条第３項を削る。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の岸和田市営自転車等駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後に開始する指定期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第５項に規定する期間をいう。以下同じ。）に係る指定管理者による自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について適用し、同日前に開始した指定期間に係る指定管理者による駐車場の管理については、なお従前の例による。

議案第59号

令和２年度岸和田市一般会計補正予算（第５号）

令和２年度岸和田市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,206,171千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,447,205千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　　永　野　　耕　平

第１表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		37,772,482	580,487	38,352,969
	01 国庫負担金	15,837,358	68,321	15,905,679
	02 国庫補助金	21,892,707	512,166	22,404,873
16 府支出金		6,152,908	39,906	6,192,814
	01 府負担金	4,454,239	30,525	4,484,764
	02 府補助金	1,287,861	9,381	1,297,242
18 寄附金		300,100	800	300,900
	01 寄附金	300,100	800	300,900
19 繰入金		1,258,835	564,954	1,823,789
	01 基金繰入金	1,114,923	564,954	1,679,877
21 諸収入		1,187,896	20,024	1,207,920
	04 雑入	814,003	20,024	834,027
歳　　入　　合　　計		96,241,034	1,206,171	97,447,205

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
02 総務費		5,924,815	3,117	5,927,932
	01 総務管理費	4,531,960	400	4,532,360
	03 戸籍住民基本台帳費	517,622	2,717	520,339
03 民生費		58,670,301	179,144	58,849,445
	01 社会福祉費	32,191,374	122,100	32,313,474
	02 児童福祉費	13,193,109	57,044	13,250,153
09 消防費		2,553,304	6,761	2,560,065
	01 消防費	2,553,304	6,761	2,560,065
10 教育費		7,073,064	979,503	8,052,567
	01 教育総務費	814,501	944,076	1,758,577
	02 小学校費	1,090,548	2,761	1,093,309
	03 中学校費	525,096	323	525,419
	04 高等学校費	761,965	2,138	764,103
	05 幼稚園費	1,917,086	5,655	1,922,741
	06 社会教育費	689,570	9,350	698,920
	07 保健体育費	1,274,298	15,200	1,289,498
13 諸支出金		42,906	37,646	80,552
	02 還付金	12,200	37,646	49,846
歳　　出　　合　　計		96,241,034	1,206,171	97,447,205

議案第60号

令和２年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度岸和田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,813,787千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　　永　野　　耕　平

第１表　歳　入　歳　出　予　算　補　正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
05 府支出金		15,721,362	3,472	15,724,834
	01 府補助金	15,721,361	3,472	15,724,833
歳　　入　　合　　計		22,810,315	3,472	22,813,787

歳　　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
02 保険給付費		15,668,147	3,472	15,671,619
	07 傷病手当諸費	0	3,472	3,472
歳　　出　　合　　計		22,810,315	3,472	22,813,787

議案第61号

令和２年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度岸和田市の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第１条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表歳入予算補正」による。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　　永　野　　耕　平

第１表　歳　入　予　算　補　正

歳　　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
01 介護保険料		3,561,166	△122,100	3,439,066
	01 介護保険料	3,561,166	△122,100	3,439,066
07 繰入金		2,998,550	122,100	3,120,650
	01 一般会計繰入金	2,745,262	122,100	2,867,362
歳　　入　　合　　計		17,814,670	0	17,814,670

議案第62号

令和２年度岸和田市病院事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和２年度岸和田市病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度岸和田市病院事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合　　計）
	収	入	
第１款　病院事業収益	14,926,575千円	22,815千円	14,949,390千円
第２項　医業外収益	1,163,281千円	22,815千円	1,186,096千円
	支	出	
第１款　病院事業費用	14,954,347千円	58,890千円	15,013,237千円
第１項　医業費用	14,305,291千円	54,360千円	14,359,651千円
第３項　特別損失	10,000千円	4,530千円	14,530千円

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

議案第63号

大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

大阪広域水道企業団規約の一部を次のとおり変更するため、地方自治法第286条第１項の規定に基づき、関係市町村と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に改め、「四條畷市」の次に「、大阪狭山市」を、「忠岡町」の次に「、熊取町」を、「太子町」の次に「、河南町」を加える。

附　則

この規約は、令和３年４月１日から施行する。

議案第64号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

記

１　取得する財産　　高機能消防指令センターシステム

１　契約の方法　　指名競争入札による契約

１　取得予定金額　　金４０６，４５０，０００円

１　契約の相手方　　大阪市中央区城見一丁目４番24号

日本電気株式会社　関西支社

関西支社長　谷口　充

議案第65号

町の区域の変更について

地方自治法第260条第１項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

記

１　上松町、下松町、土生滝町、土生町、畑町、作才町、門前町二丁目及び真上町の区域を別図１の斜線①、②及び③で示す区域を除いた区域に変更する。

２　別図２に示すとおり、１において除いた区域のうち斜線①で示す区域を門前町一丁目の区域に、斜線②で示す区域を門前町二丁目の区域に、斜線③で示す区域を門前町三丁目の区域に編入する。

３　実施期日は、令和２年９月14日とする。

別図1

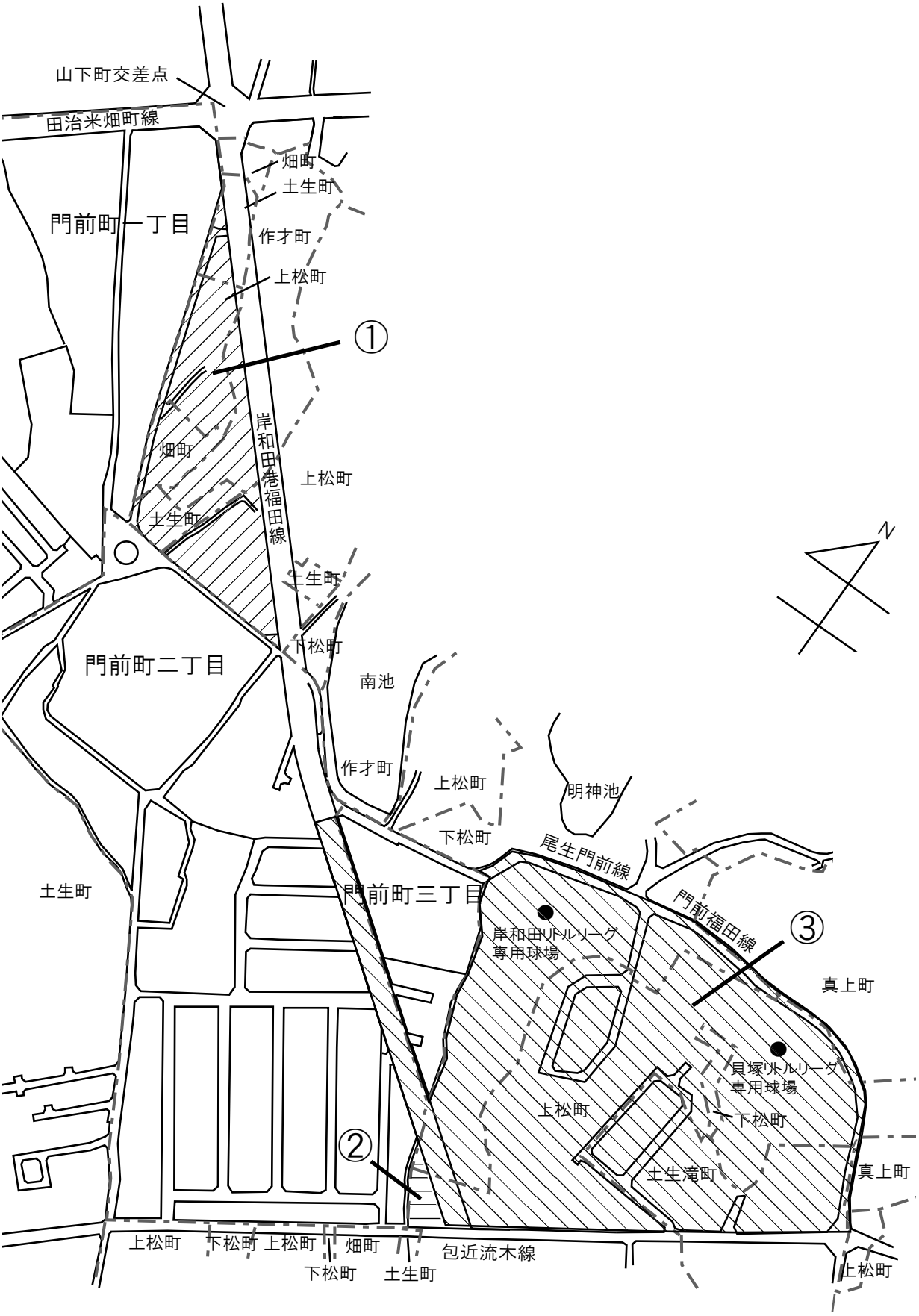
山下町交差点
田治米畑町線
畑町
土生町
門前町一丁目
作才町
上松町
①
岸和田港福田線
畑町
上松町
土生町
土生町
下松町
門前町二丁目
南池
作才町
上松町
明神池
下松町
尾生門前線
土生町
門前町三丁目
門前福田線
③
岸和田リトルリーグ
専用球場
真上町
貝塚リトルリーグ
専用球場
上松町
下松町
②
土生滝町
真上町
上松町
下松町
上松町
畑町
包近流木線
下松町
土生町
上松町
N

別図2

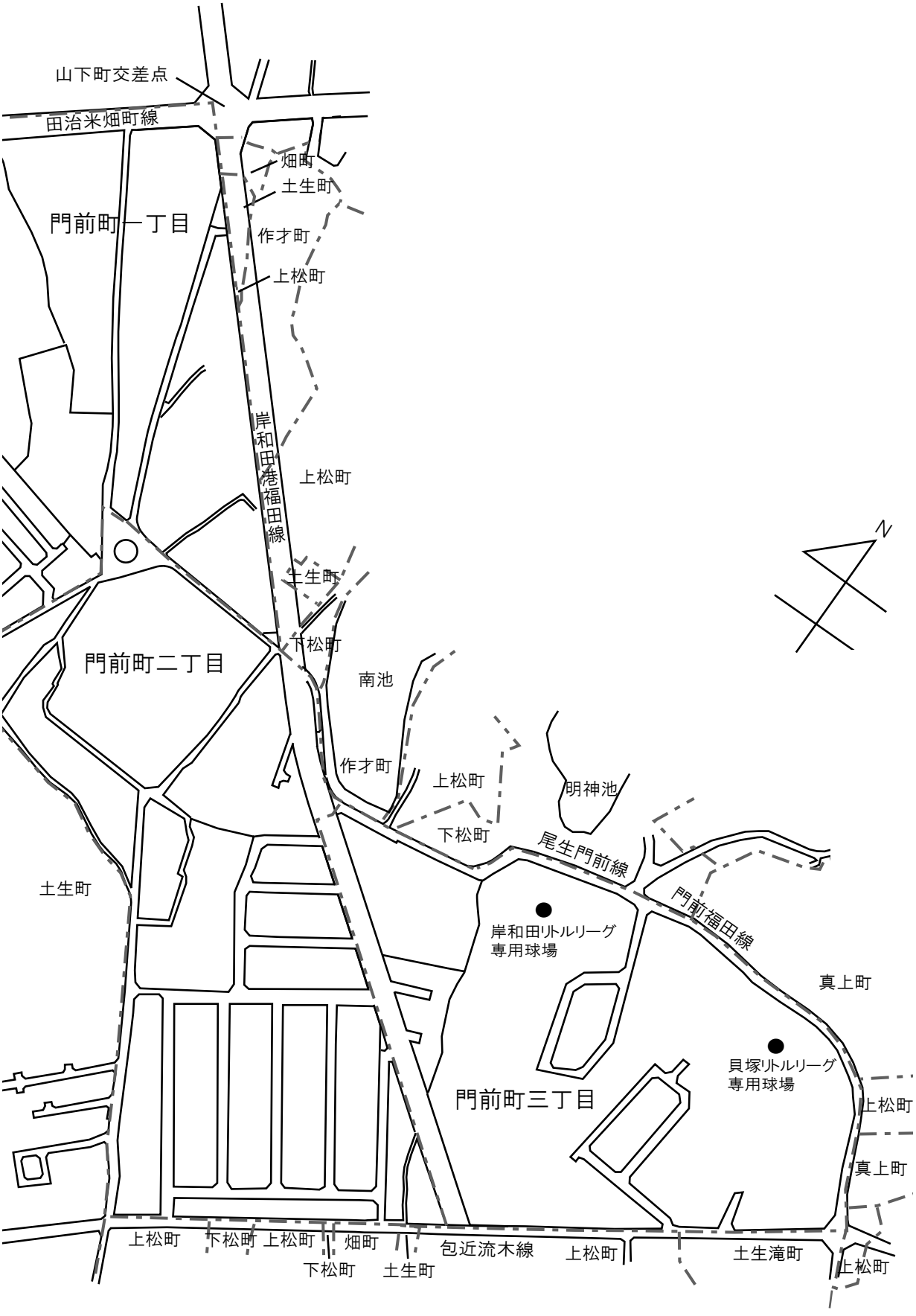
山下町交差点
田治米畑町線
畑町
土生町
門前町一丁目
作才町
上松町
岸和田港福田線
上松町
土生町
下松町
門前町二丁目
南池
作才町
上松町
明神池
下松町
尾生門前線
土生町
門前福田線
岸和田リトルリーグ専用球場
真上町
貝塚リトルリーグ専用球場
門前町三丁目
上松町
真上町
上松町
下松町
上松町
畑町
下松町
土生町
包近流木線
上松町
土生滝町
上松町
N

議案第66号

町の区域の変更及び町の新設について

地方自治法第260条第１項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更し、町を新設するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

記

１　畑町、土生町、極楽寺町及び八田町の区域を別図１の斜線①及び②で示す区域を除いた区域に変更する。

２　別図２に示すとおり、１において除いた区域のうち斜線①で示す区域をもって、畑町二丁目を新設し、斜線②で示す区域を土生町六丁目の区域に編入する。

３　実施期日は、令和２年９月14日とする。

別図1

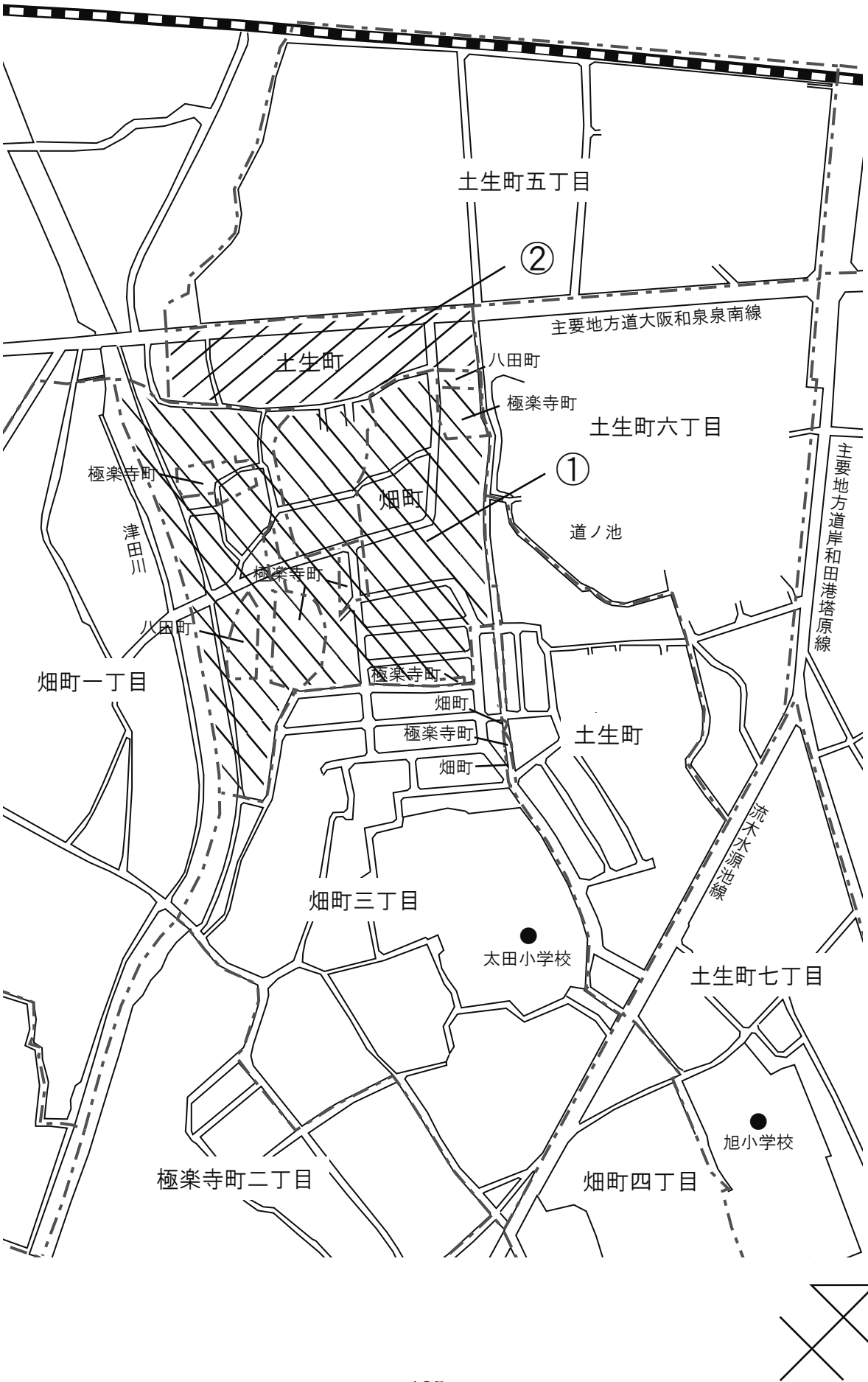
土生町五丁目
②
主要地方道大阪和泉泉南線
土生町
八田町
極楽寺町
土生町六丁目
①
極楽寺町
畑町
道ノ池
津田川
極楽寺町
八田町
畑町一丁目
極楽寺町
畑町
極楽寺町
畑町
土生町
主要地方道岸和田港塔原線
流木水源池線
畑町三丁目
太田小学校
土生町七丁目
旭小学校
極楽寺町二丁目
畑町四丁目
N

別図2

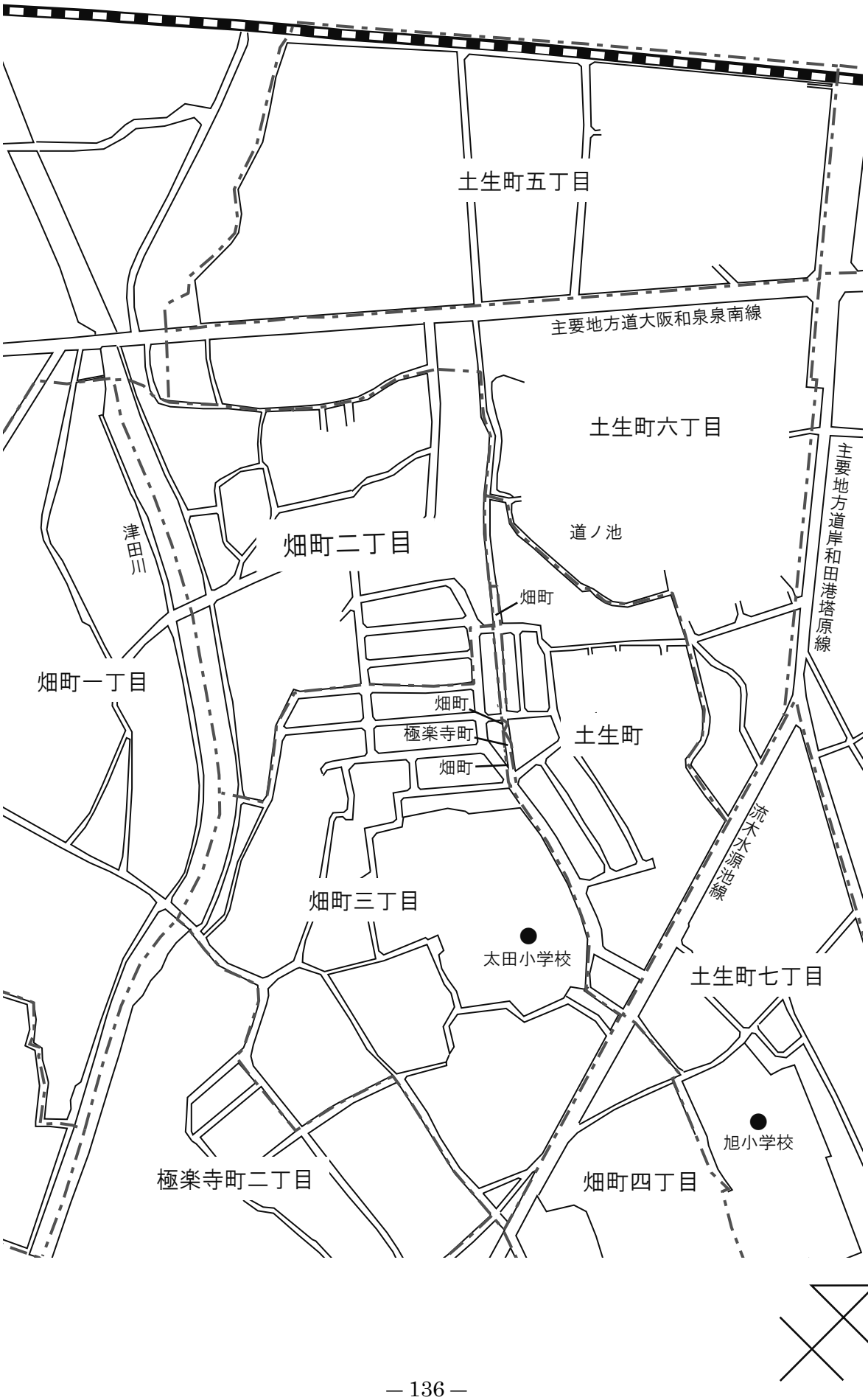
土生町五丁目
主要地方道大阪和泉泉南線
土生町六丁目
主要地方道岸和田港塔原線
津田川
畑町二丁目
道ノ池
畑町
畑町一丁目
畑町
極楽寺町
畑町
土生町
流木水源池線
畑町三丁目
太田小学校
土生町七丁目
旭小学校
極楽寺町二丁目
畑町四丁目
N

議案第67号

町の区域の変更について

地方自治法第260条第１項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

記

１　土生町、畑町及び極楽寺町の区域を別図１の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。

２　別図２に示すとおり、１において除いた区域を土生町六丁目の区域に編入する。

３　実施期日は、令和２年11月30日とする。

別図1

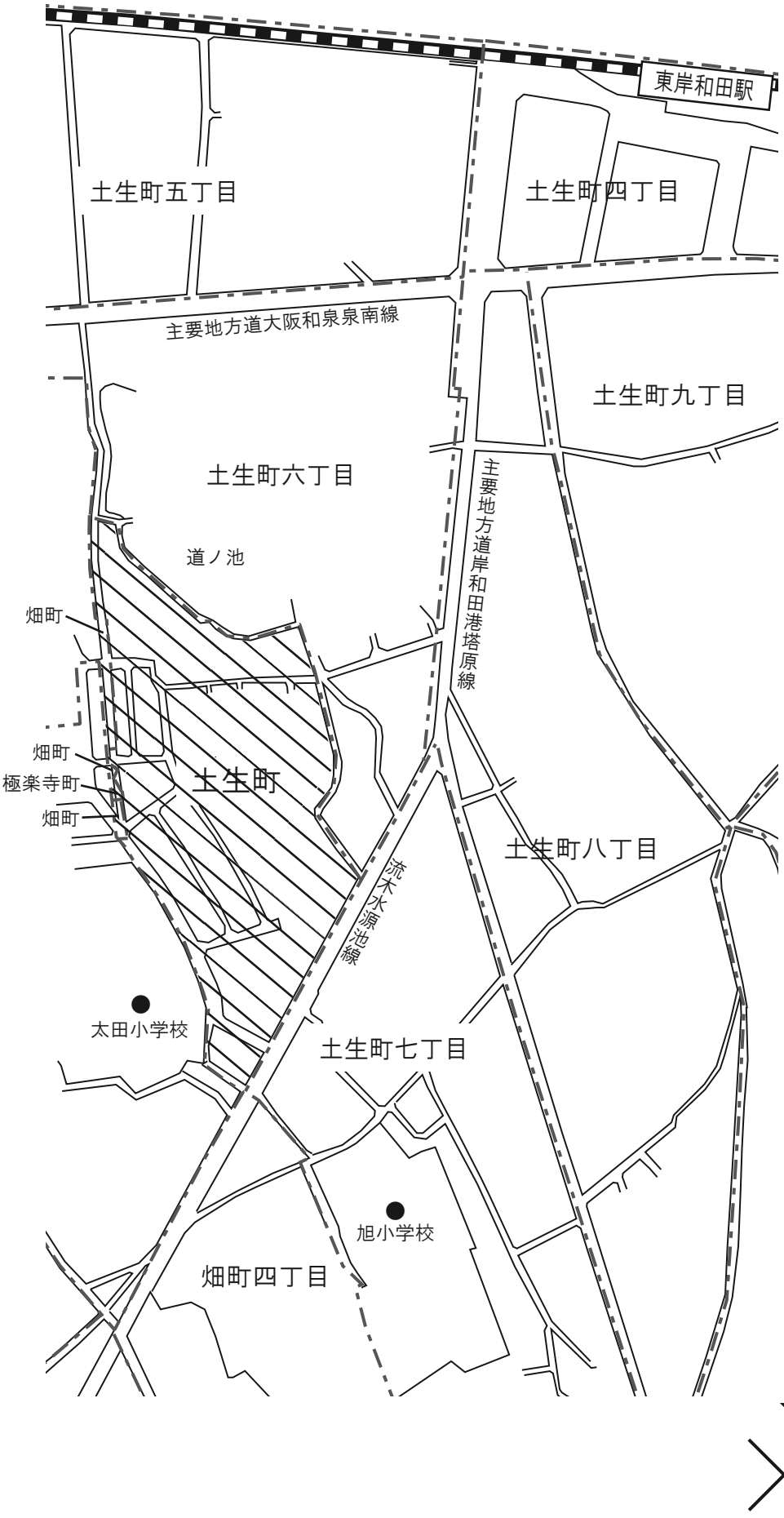
東岸和田駅
土生町五丁目
土生町四丁目
主要地方道大阪和泉泉南線
土生町九丁目
土生町六丁目
主要地方道岸和田港塔原線
道ノ池
畑町
畑町
極楽寺町
畑町
土生町
流木水源池線
土生町八丁目
太田小学校
土生町七丁目
旭小学校
畑町四丁目
N

別図2

東岸和田駅
土生町五丁目
土生町四丁目
主要地方道大阪和泉泉南線
土生町九丁目
土生町六丁目
主要地方道岸和田港塔原線
道ノ池
土生町八丁目
流木水源池線
太田小学校
土生町七丁目
旭小学校
畑町四丁目
N

議案第68号

町の区域の変更及び町の新設について

地方自治法第260条第１項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更し、町を新設するものとする。

令和２年６月15日提出

岸和田市長　永　野　耕　平

記

１　下松町の区域を別図１の斜線①、②及び③で示す区域を除いた区域に変更する。

２　額原町の区域を別図１の斜線②で示す区域を除き、斜線③で示す区域を加えた区域に変更する。

３　上松町の区域を別図１の斜線②で示す区域を除いた区域に変更する。

４　別図２に示すとおり、１において除いた区域のうち斜線①で示す区域を下松町四丁目の区域に編入し、斜線②で示す区域をもって、下松町五丁目を新設する。

５　実施期日は、令和２年11月30日とする。

別図1

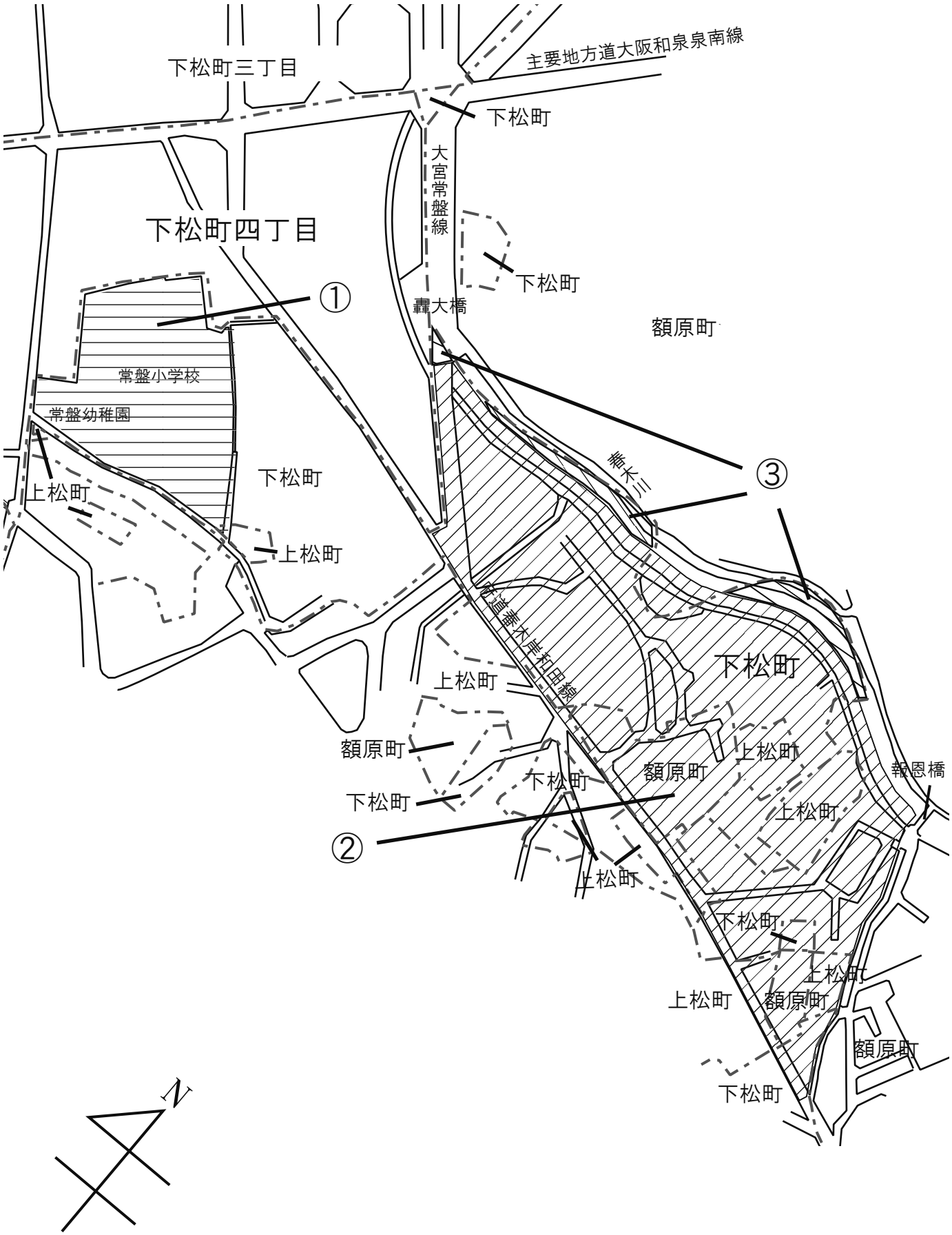

下松町三丁目
主要地方道大阪和泉泉南線
下松町
大宮常盤線
下松町四丁目
下松町
①
轟大橋
額原町
常盤小学校
常盤幼稚園
下松町
上松町
上松町
③
春木川
府道蕃木岸和田線
下松町
上松町
額原町
上松町
額原町
報恩橋
下松町
下松町
上松町
②
上松町
下松町
上松町
上松町
額原町
額原町
下松町
N

別図2

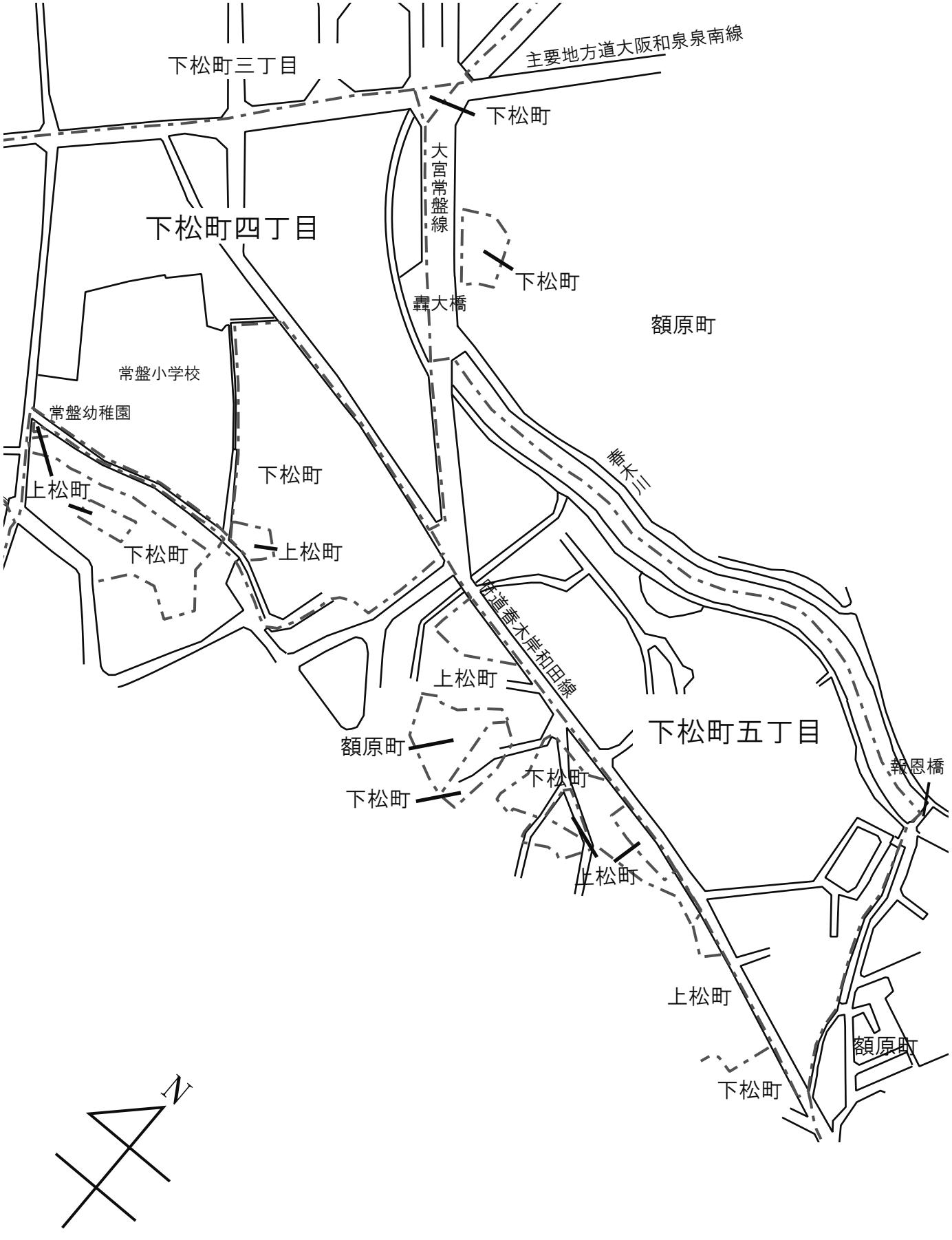
下松町三丁目
主要地方道大阪和泉泉南線
下松町
大宮常盤線
下松町四丁目
下松町
轟大橋
額原町
常盤小学校
常盤幼稚園
下松町
上松町
下松町
上松町
春木三
府道春木岸和田線
上松町
下松町五丁目
額原町
下松町
下松町
報恩橋
上松町
上松町
額原町
下松町
N

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一　　般　　会　　計

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	37,772,482	580,487	38,352,969
16　府支出金	6,152,908	39,906	6,192,814
18　寄附金	300,100	800	300,900
19　繰入金	1,258,835	564,954	1,823,789
21　諸収入	1,187,896	20,024	1,207,920
歳　　入　　合　　計	96,241,034	1,206,171	97,447,205

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
02　総務費	5,924,815	3,117	5,927,932
03　民生費	58,670,301	179,144	58,849,445
09　消防費	2,553,304	6,761	2,560,065
10　教育費	7,073,064	979,503	8,052,567
13　諸支出金	42,906	37,646	80,552
歳　出　合　計	96,241,034	1,206,171	97,447,205

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2,717	0	0	0	400
108,713	39,906	0	0	30,525
0	0	0	800	5,961
469,057	0	0	20,024	490,422
0	0	0	0	37,646
580,487	39,906	0	20,824	564,954

2　歳　入

（款）15　国庫支出金　　（項）01　国庫負担金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金	37,772,482	580,487	38,352,969
01 国庫負担金	15,837,358	68,321	15,905,679
01 民生費国庫負担金	15,523,101	68,321	15,591,422
02 国庫補助金	21,892,707	512,166	22,404,873
01 総務費国庫補助金	815,869	2,717	818,586
02 民生費国庫補助金	20,440,090	40,392	20,480,482
06 教育費国庫補助金	164,514	469,057	633,571

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額		
01 社会福祉費負担金	61,050	低所得者介護保険料軽減負担金	61,050 （介護保険課）
02 児童福祉費負担金	7,271	障害児通所支援事業費負担金	7,271 （子育て支援課）
01 総務管理費補助金	2,717	社会保障・税番号システム整備費補助金	2,717 （市民課）
02 児童福祉費補助金	40,392	放課後児童健全育成事業費補助金	19,500 （子育て支援課）
		地域子育て支援センター事業費補助金	601 （子育て施設課）
		民間保育所運営支援事業費補助金	7,335 （子育て施設課）
		病児保育事業費補助金	1,118 （子育て施設課）
		認定こども園運営支援事業費補助金	4,417 （子育て施設課）
		地域型保育運営支援事業費補助金	1,528 （子育て施設課）
		一時預かり事業費補助金	780 （子育て施設課）
		保育所運営事業費補助金	5,113 （子育て施設課）
01 教育総務費補助金	469,057	児童生徒育成支援事業費補助金	10,000 （学校教育課）
		学校ICT環境整備事業費補助金	459,057 （学校管理課）

（款）16　府支出金　　（項）01　府負担金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
16 府支出金	6,152,908	39,906	6,192,814
01 府負担金	4,454,239	30,525	4,484,764
01 民生費府負担金	4,297,111	30,525	4,327,636
02 府補助金	1,287,861	9,381	1,297,242
02 民生費府補助金	861,599	9,381	870,980

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
01 社会福祉費負担金	30,525	低所得者介護保険料軽減負担金　30,525 （介護保険課）
02 児童福祉費補助金	9,381	障害児通所支援事業費補助金　9,381 （子育て支援課）

（款）18　寄附金　　（項）01　寄附金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
18 寄附金	300,100	800	300,900
01 寄附金	300,100	800	300,900
03 指定寄附金	0	800	800

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
01 指定寄附金	800	消防費々途指定寄附金　800 （消防本部総務課）

（款）19　繰入金　　（項）01　基金繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
19 繰入金	1,258,835	564,954	1,823,789
01 基金繰入金	1,114,923	564,954	1,679,877
01 財政調整基金繰入金	659,469	564,954	1,224,423

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
01 財政調整基金繰入金	564,954	財政調整基金繰入金　564,954 （財政課）

（款）21　諸収入　　（項）04　雑入

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
21 諸収入	1,187,896	20,024	1,207,920
04 雑入	814,003	20,024	834,027
03 雑入	811,708	20,024	831,732

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
03 雑入	20,024	学校臨時休業対策費補助金 10,724 （学校給食課） コミュニティ助成金 9,300 （生涯学習課）

3　歳　出

（款）　02　総務費　　（項）　01　総務管理費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	5,924,815	3,117	5,927,932	2,717	0	0	400
01 総務管理費	4,531,960	400	4,532,360	0	0	0	400
08 財産管理費	45,020	400	45,420	0	0	0	400
03 戸籍住民基本台帳費	517,622	2,717	520,339	2,717	0	0	0
01 戸籍住民基本台帳費	517,622	2,717	520,339	2,717	0	0	0

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
07 報償費	400	110800 庁舎建替事業　400 （庁舎建設準備課）	07 報償費　400 報償金　400
12 委託料	2,717	012200 住民基本台帳事務事業　2,717 （市民課）	12 委託料　2,717 システム管理・開発委託料　2,717

（款）　03　民生費　　（項）　01　社会福祉費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	58,670,301	179,144	58,849,445	148,619	0	0	30,525
01 社会福祉費	32,191,374	122,100	32,313,474	91,575	0	0	30,525
06 介護保険費	2,745,521	122,100	2,867,621	91,575	0	0	30,525
02 児童福祉費	13,193,109	57,044	13,250,153	57,044	0	0	0
02 子ども・子育て支援費	9,128,649	40,392	9,169,041	40,392	0	0	0
07 障害児通所支援費	1,094,066	16,652	1,110,718	16,652	0	0	0

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内訳
27 繰出金	122,100	020100 介護保険事業特別会計繰出事業（介護保険課） 122,100	27 繰出金 122,100 繰出金 122,100
10 需用費	12,119	024800 放課後児童健全育成事業（子育て支援課） 19,500	10 需用費 10,686 消耗品費 10,686
12 委託料	1,499		17 備品購入費 8,814 庁用器具費 8,814
17 備品購入費	13,494	022200 地域子育て支援センター事業（子育て施設課） 601	10 需用費 140 消耗品費 140
18 負担金、補助及び交付金	13,280		12 委託料 101 事業実施運営委託料 101
			17 備品購入費 360 庁用器具費 360
		022300 民間保育所運営支援事業（子育て施設課） 7,335	18 負担金、補助及び交付金 7,335 補助金 7,335
		022600 病児保育事業（子育て施設課） 1,118	12 委託料 1,118 事業実施運営委託料 1,118
		022900 保育所運営事業（子育て施設課） 5,113	10 需用費 1,153 消耗品費 1,153
			17 備品購入費 3,960 庁用器具費 3,960
		093100 一時預かり事業（子育て施設課） 780	10 需用費 140 消耗品費 140
			12 委託料 280 事業実施運営委託料 280
			17 備品購入費 360 庁用器具費 360
		093300 認定こども園運営支援事業（子育て施設課） 4,417	18 負担金、補助及び交付金 4,417 補助金 4,417
		093500 地域型保育運営支援事業（子育て施設課） 1,528	18 負担金、補助及び交付金 1,528 補助金 1,528
19 扶助費	16,652	077300 障害児通所支援事業（子育て支援課） 16,652	19 扶助費 16,652 扶助費 16,652

（款）　09　消防費　　（項）　01　消防費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
09 消防費	2,553,304	6,761	2,560,065	0	0	800	5,961
01 消防費	2,553,304	6,761	2,560,065	0	0	800	5,961
01 常備消防費	1,690,947	306	1,691,253	0	0	0	306
03 消防施設費	805,478	1,615	807,093	0	0	800	815
05 災害対策費	30,755	4,840	35,595	0	0	0	4,840

（単位：千円）

節		説	明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳	
03 職員手当等	306	047300	03 職員手当等	306
		職員給与費等１９４人 306	特殊勤務手当	306
		（人事課）		
11 役務費	8	048900	11 役務費	8
		消防車両・機器整備事 1,615	保険料	8
17 備品購入費	1,600	業	17 備品購入費	1,600
		（消防本部総務課）	機械器具費	1,600
26 公課費	7		26 公課費	7
			公課費	7
10 需用費	4,400	049600	10 需用費	4,400
		防災情報管理事業 4,840	修繕料	4,400
12 委託料	440	（危機管理課）	12 委託料	440
			システム管理・開発委託料	440

（款）　10　教育費　　（項）　01　教育総務費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	7,073,064	979,503	8,052,567	469,057	0	20,024	490,422
01 教育総務費	814,501	944,076	1,758,577	469,057	0	0	475,019
05 学校管理費	35,326	923,000	958,326	459,057	0	0	463,943
06 教育振興費	195,844	21,076	216,920	10,000	0	0	11,076
02 小学校費	1,090,548	2,761	1,093,309	0	0	0	2,761
01 学校管理費	616,053	2,452	618,505	0	0	0	2,452
02 教育振興費	474,495	309	474,804	0	0	0	309
03 中学校費	525,096	323	525,419	0	0	0	323
02 教育振興費	271,892	323	272,215	0	0	0	323
04 高等学校費	761,965	2,138	764,103	0	0	0	2,138

（単位：千円）

節		説		明	
区　分	金　額	事業別区分		内　訳	
12 委託料	9,600	115200		12 委託料	9,600
		学校ＩＣＴ環境整備事	923,000	その他の委託料	9,600
17 備品購入費	913,400	業		17 備品購入費	913,400
		（学校管理課）		機械器具費	913,400
01 報酬	9,156	050900		17 備品購入費	10,000
		児童生徒育成支援事業	10,000	機械器具費	10,000
03 職員手当等	1,706	（学校教育課）			
		051100		01 報酬	130
08 旅費	204	通学路巡回パトロール	144	会計年度任用職員報酬	130
		事業		08 旅費	4
10 需用費	10	（学校教育課）		会計年度任用職員費用弁償	4
				10 需用費	10
17 備品購入費	10,000			燃料費	10
		075700		01 報酬	907
		読書活動事業	1,346	会計年度任用職員報酬	907
		（学校教育課）		03 職員手当等	416
				会計年度任用職員期末手当	416
				08 旅費	23
				会計年度任用職員費用弁償	23
		052100		01 報酬	8,119
		特別支援教育事業	9,586	会計年度任用職員報酬	8,119
		（人権教育課）		03 職員手当等	1,290
				会計年度任用職員期末手当	1,290
				08 旅費	177
				会計年度任用職員費用弁償	177
01 報酬	2,440	052700		01 報酬	2,440
		しいのみ学級介助事業	2,452	会計年度任用職員報酬	2,440
08 旅費	12	（教育総務部総務課）		08 旅費	12
				会計年度任用職員費用弁償	12
01 報酬	269	053900		01 報酬	269
		外国語活動事業	309	会計年度任用職員報酬	269
03 職員手当等	35	（学校教育課）		03 職員手当等	35
				会計年度任用職員期末手当	35
08 旅費	5			08 旅費	5
				会計年度任用職員費用弁償	5
01 報酬	221	055700		01 報酬	221
		外国語教育事業	323	会計年度任用職員報酬	221
03 職員手当等	100	（学校教育課）		03 職員手当等	100
				会計年度任用職員期末手当	100
08 旅費	2			08 旅費	2
				会計年度任用職員費用弁償	2

（款）　10　教育費　　（項）　04　高等学校費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 教育振興費	13,977	2,138	16,115	0	0	0	2,138
05 幼稚園費	1,917,086	5,655	1,922,741	0	0	0	5,655
01 幼稚園費	1,917,086	5,655	1,922,741	0	0	0	5,655
06 社会教育費	689,570	9,350	698,920	0	0	9,300	50
03 青少年対策費	2,064	50	2,114	0	0	0	50
07 公民館・青少年会館費	195,696	9,300	204,996	0	0	9,300	0
07 保健体育費	1,274,298	15,200	1,289,498	0	0	10,724	4,476
08 学校給食費	529,459	15,200	544,659	0	0	10,724	4,476

（単位：千円）

節		説	明	
区　分	金　額	事業別区分	内訳	
12 委託料	2,138	077800 外国語教育事業 （産業高校学務課）	2,138	12 委託料 その他の委託料	2,138 2,138
01 報酬	5,539	058000 幼稚園介助事業 （教育総務部総務課）	5,655	01 報酬 会計年度任用職員報酬	5,539 5,539
08 旅費	116			08 旅費 会計年度任用職員費用弁償	116 116
10 需用費	50	060100 青少年対策事業 （生涯学習課）	50	10 需用費 消耗品費	50 50
14 工事請負費	9,300	087800 公民館・青少年会館整備事業 （生涯学習課）	9,300	14 工事請負費 工事費	9,300 9,300
18 負担金、補助及び交付金	15,200	097400 学校給食運営事業 （学校給食課）	15,200	18 負担金、補助及び交付金 負担金	15,200 15,200

（款）　13　諸支出金　　（項）　02　還付金

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	42,906	37,646	80,552	0	0	0	37,646
02 還付金	12,200	37,646	49,846	0	0	0	37,646
01 使用料及び手数料還付金	12,200	5,260	17,460	0	0	0	5,260
02 国庫支出金還付金	0	32,386	32,386	0	0	0	32,386

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
22 償還金、利子及び割引料	5,260	066900 文化会館等使用料還付事業 （文化国際課）　5,260	22 償還金、利子及び割引料　5,260 還付金及び還付加算金　5,260
22 償還金、利子及び割引料	32,386	115900 プレミアム付商品券事業費補助金償還事業 （産業政策課）　32,386	22 償還金、利子及び割引料　32,386 償還金　32,386

国民健康保険事業特別会計

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
05　府支出金	15,721,362	3,472	15,724,834
歳　　入　　合　　計	22,810,315	3,472	22,813,787

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
02　保険給付費	15,668,147	3,472	15,671,619
歳　　出　　合　　計	22,810,315	3,472	22,813,787

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
0	3,472	0	0	0
0	3,472	0	0	0

2　歳　入

（款）05　府支出金　　（項）01　府補助金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
05 府支出金	15,721,362	3,472	15,724,834
01 府補助金	15,721,361	3,472	15,724,833
01 保険給付費等交付金	15,695,833	3,472	15,699,305

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
02 保険給付費等交付金 （特別交付金）	3,472	特別調整交付金分　3,472 （健康保険課）

3　歳　出

（款）　02　保険給付費　　（項）　07　傷病手当諸費

款　項　目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 保険給付費	15,668,147	3,472	15,671,619	3,472	0	0	0
07 傷病手当諸費	0	3,472	3,472	3,472	0	0	0
01 傷病手当金	0	3,472	3,472	3,472	0	0	0

（単位：千円）

節		説明	
区　分	金　額	事業別区分	内　訳
18 負担金、補助及び交付金	3,472	605700 傷病手当金事業　3,472 （健康保険課）	18 負担金、補助及び交付金　3,472 交付金　3,472

介 護 保 険 事 業 特 別 会 計

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
01　介護保険料	3,561,166	△122,100	3,439,066
07　繰入金	2,998,550	122,100	3,120,650
歳　　入　　合　　計	17,814,670	0	17,814,670

2　歳　入

（款）01　介護保険料　　（項）01　介護保険料

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
01 介護保険料	3,561,166	△122,100	3,439,066
01 介護保険料	3,561,166	△122,100	3,439,066
01 第１号被保険者保険料	3,561,166	△122,100	3,439,066

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
01 現年度分	△122,100	特別徴収分　△110,622 （介護保険課） 普通徴収分　△11,478 （介護保険課）

（款）07　繰入金　　（項）01　一般会計繰入金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
07 繰入金	2,998,550	122,100	3,120,650
01 一般会計繰入金	2,745,262	122,100	2,867,362
03 低所得者介護保険料軽減負担金繰入金	168,731	122,100	290,831

（単位：千円）

節		説明
区　分	金　額	
01 低所得者介護保険料軽減負担金繰入金	122,100	低所得者介護保険料軽減負担金繰入金　122,100 （介護保険課）

病　院　事　業　会　計

令和２年度　病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合　計	備考
			千円	千円	千円	
1 病院事業収益			14,926,575	22,815	14,949,390	
	2 医業外収益		1,163,281	22,815	1,186,096	
		3 府補助金	18,070	22,815	40,885	

支　　出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合　計	備考
			千円	千円	千円	
1 病院事業費用			14,954,347	58,890	15,013,237	
	1 医業費用		14,305,291	54,360	14,359,651	
		1 給与費	6,656,739	54,360	6,711,099	
	3 特別損失		10,000	4,530	14,530	
		1 過年度損益修正損	10,000	4,530	14,530	

収益的収入

科目		既決予定額	補正予定額	合　計
款	1　病院事業収益	14,926,575	22,815	14,949,390
項	2　医業外収益	1,163,281	22,815	1,186,096

目	既決予定額	補正予定額	合　計	節の区分
3　府補助金	18,070	22,815	40,885	1　府補助金
計	1,163,281	22,815	1,186,096	

（単位：千円）

節の金額	説　　明	備　　考
22,815	府　補　助　金　22,815	

収益的支出

科目		既決予定額	補正予定額	合　計
款	1　病院事業費用	14,954,347	58,890	15,013,237
項	1　医　業　費　用	14,305,291	54,360	14,359,651

目	既決予定額	補正予定額	合　計	節の区分
1　給　与　費	6,656,739	54,360	6,711,099	2　手　当　等
計	14,305,291	54,360	14,359,651	

（単位：千円）

節の金額	説　　明	備　　考
54,360	特 殊 勤 務 手 当　54,360	

科目		既決予定額	補正予定額	合　計
款	1 病院事業費用			
項	3 特　別　損　失	10,000	4,530	14,530

目	既決予定額	補正予定額	合　計	節の区分
1 過年度損益修正損	10,000	4,530	14,530	1 過年度損益修正損
計	10,000	4,530	14,530	

（単位：千円）

節の金額	説　　明	備　　考
4,530	過年度分特殊勤務手当　4,530	

１）　補正予算給与費明細書

1）補正予算給与費明細書

1　一　般　職

(1)　総　　括

（一般会計）

区　　分	職　員　数				給　　与　　費				共　済　費	合　　計	備　　考
	職　　員	任期付職員	再 任 用	会計年度任用職員	報　　酬	給　　料	職員手当	計			
	人	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補　正　後	1,330	2	60	(1,130)	1,350,360	5,089,763	4,473,699	10,913,822	1,903,258	12,817,080	
補　正　前	1,330	2	60	(1,130)	1,332,735	5,089,763	4,471,552	10,894,050	1,903,258	12,797,308	
比　　較	0	0	0	0	17,625	0	2,147	19,772	0	19,772	

（　）内はパートタイム会計年度任用職員

	区　　分	特殊勤務手当	期末勤勉手当
職員手当の内訳		千円	千円
	補　正　後	17,121	2,391,938
	補　正　前	16,815	2,390,097
	比　　較	306	1,841

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　　分	職　員　数			給　　与　　費				共　済　費	合　　計	備　　考
	職　　員	任期付職員	再 任 用	報　　酬	給　　料	職員手当	計			
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補　正　後	1,330	2	60		5,089,763	4,275,684	9,365,447	1,723,027	11,088,474	
補　正　前	1,330	2	60		5,089,763	4,275,378	9,365,141	1,723,027	11,088,168	
比　　較	0	0	0		0	306	306	0	306	

	区　　分	特殊勤務手当
職員手当の内訳		千円
	補　正　後	17,121
	補　正　前	16,815
	比　　較	306

イ　会計年度任用職員

区　　分	職　員　数	給　　与　　費				共　済　費	合　　計	備　　考
	会計年度任用職員	報　　酬	給　　料	職 員 手 当	計			
補　正　後	人 (1, 130)	千円 1, 350, 360	千円	千円 198, 015	千円 1, 548, 375	千円 180, 231	千円 1, 728, 606	
補　正　前	(1, 130)	1, 332, 735		196, 174	1, 528, 909	180, 231	1, 709, 140	
比　　較	0	17, 625		1, 841	19, 466	0	19, 466	

（　）内はパートタイム会計年度任用職員

	区　　分	期末勤勉手当
職員手当の内訳	補　正　後	千円 198, 015
	補　正　前	196, 174
	比　　較	1, 841

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説明	備考
	千円		千円	千円	
報　　酬	17,625	1 その他の増減分	17,625		
職員手当	2,147	1 その他の増減分	2,147	特殊勤務手当 306 期末勤勉手当 1,841	

1　総括

（病院事業会計）

区　分	職員数		給与費					法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	賃金（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	27	（　1） ［286］ 571	732,391	2,215,865	0	2,889,942	5,838,198	872,901	6,711,099
補正前	27	（　1） ［286］ 571	732,391	2,215,865	0	2,835,582	5,783,838	872,901	6,656,739
比較	0	（　0） ［　0］ 0	0	0	0	54,360	54,360	0	54,360

（　）は再任用短時間勤務職員数。
［　］は会計年度任用職員数。

	区　分	特殊勤務手当（千円）
手当の内訳	補正後	365,963
	補正前	311,603
	比　較	54,360

ア　会計年度任用職員以外の職員

区　分	職員数		給与費					法定福利費	合計
	特別職（人）	一般職（人）	報酬（千円）	給料（千円）	賃金（千円）	手当（千円）	計（千円）	（千円）	（千円）
補正後	27	（　1　） ［　　］ 571	765	2,142,802		2,730,120	4,873,687	747,441	5,621,128
補正前	27	（　1　） ［　　］ 571	765	2,142,802		2,675,760	4,819,327	747,441	5,566,768
比較	0	（　0　） ［　　］ 0	0	0		54,360	54,360	0	54,360

（　　）は再任用短時間勤務職員数。［　　］は非常勤嘱託員数、臨時職員数。

	区　分	特殊勤務手当（千円）
手当の内訳	補正後	364,096
	補正前	309,736
	比　較	54,360

2　報酬、給料及び手当の増減額の明細

区　分	増　減　額 （千円）	増　減　事　由　別　内　訳 （千円）		説　　明 （千円）		備　　考
手　当	54,360	その他の増減分	54,360	特殊勤務手当	54,360	

3　給料及び手当の状況

(1) 特殊勤務手当

区　　分	全　職　種	代　表　的　な　職　種		
		医　師	看　護　師	医　療　技　術
補　正　後 給料総額に対する比率（%）	16.5	40.8	13.8	1.3
補　正　前 給料総額に対する比率（%）	14.1	37.9	10.6	0.4
比　較	2.4	2.9	3.2	0.9